

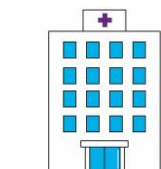
手話通訳者派遣利用のしおり

＜聴覚障害者個人からの依頼方法＞

品川区立心身障害者福祉会館 品川区障害者地域活動支援センター 逢

「あえる」では、手話でコミュニケーションをする聴覚障害者のみなさまへ、聴覚障害者の福祉の向上を目的に、円滑なコミュニケーションを図るために、「手話通訳者の派遣」を行っています。

例えば、こんなとき・・・



病院へ行きたい



手続きがしたい



説明会へ行きたい

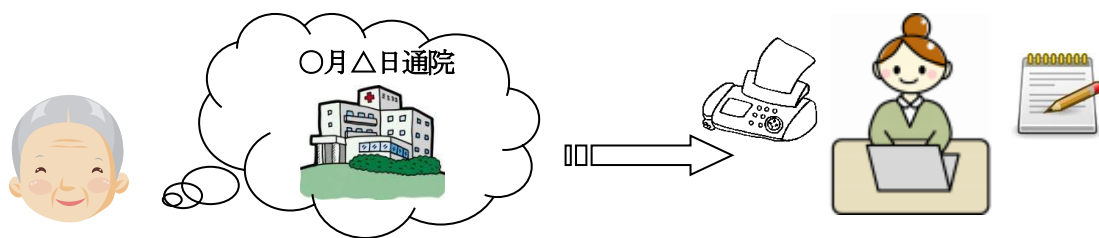


アパートを探したい

【申込みから派遣までの流れ】 初回の申込みには事前の登録が必要です。

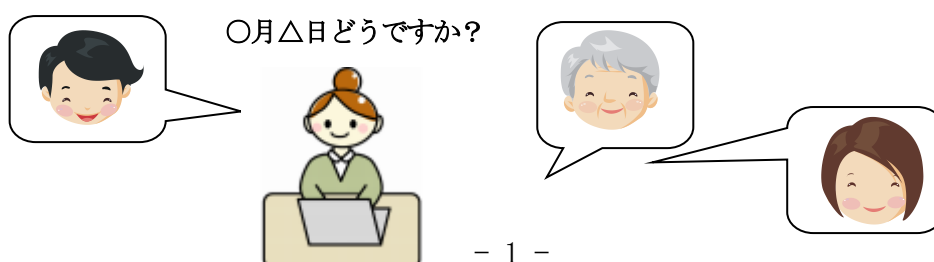
①聴覚障害者から手話通訳の依頼を受けます。

依頼内容、場所、日時、事前資料などを確認します。(FAX、文書、来所など)



②手話通訳者を調整します。

(派遣する通訳者は心身障害者福祉会館が決めます。申込みの際、手話通訳者を指名することはできません。希望、配慮することがあればご連絡下さい。)

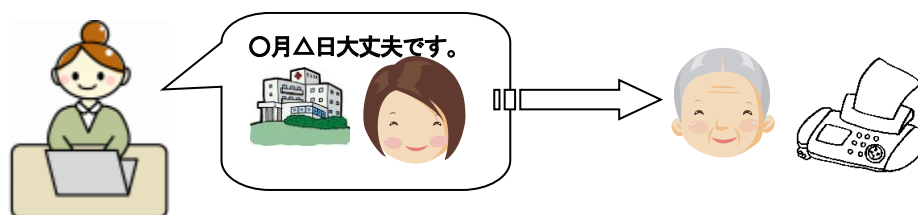


③手話通訳者を決定します。

(事前資料などがあれば手話通訳者に送付します。)

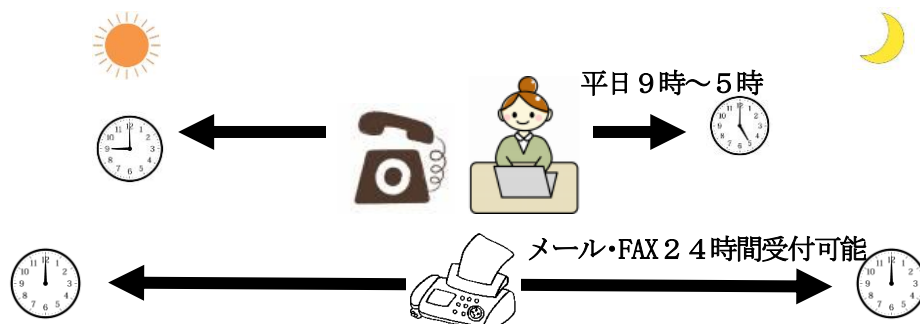
④聴覚障害者へ、派遣する手話通訳者が決まりましたらご連絡します。

(依頼者と手話通訳者の連絡は心身障害者福祉会館を通して行います。もし2日前までに連絡がなかった場合にはお問い合わせ下さい。依頼時間の変更等は心身障害者福祉会館へ連絡をして下さい。手話通訳者には直接連絡しないで下さい。)



【依頼受付時間】

- 申込み受付時間は、月曜日～金曜日（午前9時から午後5時までです。）
- 時間外、土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は依頼受付のみ。



平日5時以降受信したFAXは翌開所日の対応となります。

○1週間前までに申し込みをして下さい。

直前のご依頼の場合、お断りすることがあります。後から派遣が必要なくなった場合、キャンセルをしてもかまいません。

はけんひよう
【派遣費用】

- 費用はいただきません（無料）。
- 但し、申請した内容以外で派遣先から移動した場合は手話通訳者の分の交通費はお支払い下さい。

しゅわつうやくいらい もうこ ほうほう
【手話通訳依頼の申込み方法】

- 初回の申込みには別紙「新規登録書」の記入と身体障害者手帳のコピーの提出をお願いします。
- FAX・文書または来所にて申込みをして下さい。
- 別紙「手話通訳派遣依頼申込書」を参照に下記の内容をお知らせ下さい。

- ①申込者（氏名・住所・連絡先 TEL, FAX）
- ②依頼内容
- ③派遣場所
- ④日時（通訳者との待ち合わせ場所）
- ⑤その他（通訳者への事前資料などあれば）

もうしこ ちゅういじこう
【申込みにあたっての注意事項】

- 政治活動、宗教活動、営利活動に関するものはお受けできません。
- 手話通訳者は会議、研修会、講演会などの「記録・ノートテイク」は一切お受けできません。
- 派遣先で食事ができる場合は手話通訳者の分はいりません。
(例：謝恩会、料理教室など)
- 宿泊を伴う手話通訳者の派遣はできません。

【その他】

- 手話通訳者には、「守秘義務」があり、手話通訳業務を通じて知り得た個人の情報を他に漏らすことは禁止されています。通訳の内容・個人の秘密は守られます。
- 手話のわからない聴覚障害者の方には要約筆記者の派遣も可能です。お問い合わせ下さい。

みなさまに、手話通訳を円滑にご利用いただくために、手話通訳依頼の方法などについて、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

区役所の窓口にも手話通訳がつく日があります。

区役所3階障害福祉課窓口に通訳者が配置されています。
毎週水曜日・午後1時～4時及び金曜日午前9時～正午

<事業についてのご意見は下記へお願い致します>

品川区役所 障害者福祉課

〒140 - 8715 品川区広町2 - 1 - 36

FAX : 03 - 3775 - 2000

TEL : 03 - 5742 - 6707

品川区立心身障害者福祉会館 品川区障害者地域活動支援センター逢「あえる」

〒142 - 0064 品川区旗の台5 - 2 - 2 (4階)

FAX : 03 - 3785 - 3366 (通訳受付専用)

TEL : 03 - 5750 - 4996

E-mail: sina-haken@s-kaikan.net